

2023年1月31日号

★号外★

月60時間超残業の割増率がUP/代替休暇

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の森野でございます。

### ① 法定割増率の引き上げ

令和5年4月以降、中小企業においても、月60時間を超える法定時間外労働※の割増賃金率が、現行の25%以上から**50%以上**に引き上げられます。

※法定休日に行った労働は含まない

(例)

平日は毎日3時間法定時間外労働をし、所定休日の11日(土曜)に4時間労働し、法定休日の12日(日曜)に2時間労働した場合



(厚生労働省資料より抜粋)

このような法定時間外労働が発生する可能性がある場合、就業規則等の変更が必要になります。

お気軽にお問合せ下さい。

### ② 代替休暇

上記引き上げ分の割増賃金の代わりに、有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます。

詳細は「[厚生労働省資料](#)」をご確認下さい。

<主なポイント>

- ・**労使協定**の締結、就業規則への規定が必要です
- ・代替休暇を実際に取得するかは、労働者の意思により決定されます  
(労使協定を締結したからといって、会社が強制的に取得させるのはNG)

- ・代替休暇を取得しても、引上げ前の割増率分の賃金は支払必須です
- ・代休や振替休日とは異なる制度です  
(ex.60 時間超の残業時間分と同じ時間、休みを与える、というものではない)

#### <メリット>

使用者…

- ・労働者の健康保持に寄与できる
- ・代替休暇を取得した場合、今回の引き上げ分の割増賃金は支払不要になる

※引き上げ前の割増賃金の支払いは必要

労働者…

- ・年次有給休暇を消化せず休むことができる

#### <デメリット>

- ・制度がやや複雑

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。  
よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14  
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)  
FAX:0835-26-0023  
MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---